⑶　参加表明書の提出期間、場所及び方法　令和７年４月１日（火）10時00分から４月11日（金）17時00分まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年７月20日法律第178号）に規定する祝日を除き、各日とも10時00分から17時00分とする。　⑴に同じ。持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）すること。

⑷　技術提案書の提出期限、場所及び方法　令和７年６月６日（金）17時00分まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年７月20日法律第178号）に規定する祝日を除き、各日とも10時00分から17時00分とする。　⑴に同じ。持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）すること。

4　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

⑶　契約保証金　納付。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑷　同一の者が単体又は設計共同体の構成員として複数の参加表明書及び技術提案書を提出した場合若しくは参加表明者が他の参加表明者の協力設計事務所になっている場合は、当該参加表明書及び技術提案書はすべて無効とする。

⑸　虚偽の内容が記載されている参加表明書及び技術提案書は無効とし、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取消す。

⑹　手続における交渉の有無　無

⑺　当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　有　【映画、マンガ、アニメ等作品及び中間生成物等収蔵施設建設実施設計業務、意図伝達業務及び工事監理業務】本業務は、上記随意契約予定の映画、マンガ、アニメ等作品及び中間生成物等収蔵施設実施設計業務等の予定業務量を含めた業務量をもって公募型の手続とするものである。

⑻　技術提案書のヒアリングを実施する。

⑼　関連情報を入手するための紹介窓口　3⑴に同じ。

⑽　詳細は説明書による。

5　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 42

⑵　Subject matter of the contract : Preliminary Design work of “The basic design of museum storage”

⑶　Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. 11, April, 2025

⑷　Time-limit for the submission of proposals : 5 : 00 P.M. 6, June, 2025

⑸　Contract point for documentation relating to the proposal : Accounting Section, Accounting Division, Administrative Department, Independent Administrative Institution National Museum of Art, 3―1 Kitanomaru-koen, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8322 Japan, TEL : 03―3214―2592

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和７年４月１日

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部
本部長　井添　清治

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　東京北エリア管内団地基本設計等業務

⑶　業務内容　本業務の業務内容及び成果物は以下によるほか、「東京北エリア管内団地基本設計等業務　特記仕様書」（以下、「仕様書」という）による。

ＵＲ賃貸住宅建設に関する以下の設計等業務

・基本設計業務（建築、設備、土木、造園）
・工事費算定図作成業務（建築、設備、土木、造園）
・積算業務（建築、設備、土木、造園）
・その他上記に係る追加業務

⑷　履行期間　契約締結日の翌日～令和10年２月28日

①　第１次指定部分　令和８年７月31日まで基本設計業務の完了

②　第２次指定部分　令和９年１月29日まで工事費算定図作成業務の完了

③　第３次指定部分　令和９年５月31日まで数量積算業務の完了

2　参加資格　技術提案書の提出者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。また、⑶に掲げる基準を満たす予定管理技術者、予定主任技術者を本業務に配置できること。

⑴　単体企業

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

②　当機構東日本地区における令和７・８年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」の業種区分の認定を受けていること。

③　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

④　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ＨＰ→「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式・標準契約書」→「当機構で使用する標準契約書等について」→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）

⑤　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑥　元請として受注し、平成22年度以降に契約履行が完了した業務Ⅰ（※１）又は業務Ⅱ（※１）の実績を有すること。ただし、設計共同体であった場合は出資比率が50％以上のものとする。

⑵　設計共同体

①　「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年４月１日付け東日本賃貸住宅本部長公示）に示すところにより、東日本賃貸住宅本部長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けていること。

②　設計共同体の代表者、その他の構成員ともに⑴①～⑤に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であること。

③　設計共同体の代表者は⑴⑥に掲げる実績を有すること。

⑶　配置予定技術者等　以下の①から⑪に掲げる要件を満たす技術者を当該業務に配置できること。

①　管理技術者及び各主任技術者は、次の資格及び業務実績があること。なお、管理技術者及び意匠主任技術者の業務実績は再委託による実績は不可とする。管理技術者及び意匠主任技術者以外の主任技術者の実績は、再委託による実績でも可とする。

イ　管理技術者は、一級建築士の資格を有し、管理技術者又は主任担当技術者又はどちらかに準ずる立場で業務Ⅱまたは業務Ⅲ（※１）のいずれかの建築設計の実績があること。

ロ　意匠主任技術者は、一級建築士の資格を有し、業務Ⅱ又は業務Ⅲのいずれかの建築設計の実績があること。

ハ　構造主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有し、業務Ⅱ又は業務Ⅲのいずれかの構造設計の実績があり、かつ平成22年度以降に完了した建築基準法第20条第一号により国土交通大臣の認定を受けた設計実績があること。

ニ　電気設備主任技術者は、設備設計一級建築士の資格を有し、業務Ⅱ又は業務Ⅲのいずれかの電気設備設計の実績があること。

ホ　機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士の資格を有し、業務Ⅱ又は業務Ⅲのいずれかの機械設備設計の実績があること。